

佐久商工会議所検定試験に伴う受験者への連絡・注意事項

●【受験料の返還】

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●【入場許可】

(1) 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

(2) 新型コロナウイルス感染防止対策により、下記に該当する場合は、入場・受験をお断りする場合があります。

- ・ 発熱(37.5度以上)、咳、咽頭痛等の症状がある場合
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合

●【遅刻】

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●【本人確認】

受験に際しては、写真付きの身分証明書を携帯してください。

●【試験中の禁止事項】

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・ 試験委員の指示に従わない者
- ・ 試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
- ・ 試験問題等を複写する者
- ・ 答案用紙を持ち出す者
- ・ 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・ 他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・ 暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・ その他の不正行為を行う者

●【飲食、喫煙】

試験中の飲食、喫煙はできません。

●【試験施行後に不正が発覚した場合の措置】

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●【試験内容、採点に関する質問】

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●【答案の公開、返却】

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●【合格証書の再発行】

合格証書の再発行はできません。

●【試験が施行されなかった場合の措置】

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生、新型コロナウイルス感染拡大により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●【答案の採点ができなかった場合の措置】

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●【その他】

新型コロナウイルス感染症対策により、受験者のなかで感染者が判明した場合は、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供される場合があります。